

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 01)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 02) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別		【 新設 ・拡充・延長】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、次の措置を講ずる。(法人税・所得税) (1) 同法の環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※の取得等をして、環境負荷低減事業活動(仮称)等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※ 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等 ・ 環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等 (2) 同法の基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものが、一定の基盤確立事業用資産※の取得等をして、基盤確立事業(仮称)の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※ 基盤確立事業用資産 ・ 化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等
			《関係条項》 —
5	担当部局		大臣官房 環境バイオマス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和3年12月～令和4年2月 分析対象期間：令和4年度～令和5年度

7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	法施行後～令和6年3月31日
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性の低下等、自然環境の変化が顕著となる中で、将来にわたり農林漁業の持続的な発展を図り、食料の安定供給を確保していくためには、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図り、その持続性を高めていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農林水産省においては、食料システムの持続性の確保に向けて、環境負荷低減と生産力向上の両立を目指す新たな政策方針である「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定し、その実現に向けた新たな法制度の整備等の措置を講じることとしている。</p> <p>本戦略は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）や成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）に位置付けられており、生産・加工・流通、消費に至るサプライチェーン全体で、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を推進し、環境負荷低減への取組を推進していくこととしている。</p> <p>これを踏まえ、本租税特別措置により、農林漁業者による土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2021 （令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～</p> <p>3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り ～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～</p> <p>（5）輸出を始めとした農林水産業の成長産業化 「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、革新的技術・生産体系の開発・実装、グリーン化に向けた行動変容を促す仕組みを検討するとともに、国際ルールづくりに取り組む。</p>

		<p>○成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>2. グリーン分野の成長</p> <p>（1）2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略</p> <p>iii) 分野別の課題と対応</p> <p>（食料・農林水産業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組みも活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。 <p>13. 地方創生</p> <p>（2）農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現</p> <p>ii) 農業の生産基盤の強化</p> <p>①生産基盤の確保・強化</p> <p>（新たな仕組みの構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みどりの食料システム戦略」による持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産から消費に至るまでの各工程における各主体の行動変容や民間投資の拡大を促すための政策的な仕組みについて、2021年度中に検討し、所要の措置を講じる。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑫環境政策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本租税特別措置により、農業者による土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、有機農業の取組面積について令和4年度に1.2千ha、令和5年度に1.2千ha拡大する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減のための事業活動を開始した農業者について、本租税特別措置を講ずることにより、当該事業活動に伴う労働負担等を軽減させるために必要な投資を促し、事業活動の初期時点における所得等を安定させるものである。このことにより、農業者の有機農業への取組を後押しすることを狙いとするものである。</p> <p>また、化学農薬・化学肥料に代替する資材を広域的に供給する事業者についても本租税特別措置を講ずることにより、投資を促し、農業者が土づくり、化学農薬・化学肥料の使用量の低減を図る上で必要な資材を安価で安定的に供給できるようにすることを狙いとするものである。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>34</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>34</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>34</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度及び令和5年度の適用数（見込）は、関連する事業者からの聞き取り等をもとに推計。</p>			令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	法人税	34	149	法人住民税	34	149	法人事業税	34	149	
			令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)													
		法人税	34	149													
		法人住民税	34	149													
法人事業税	34	149															
② 適用額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>562</td> <td>1,693</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>562</td> <td>1,693</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>562</td> <td>1,693</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度及び令和5年度の適用額（見込）は、関連する事業者からの聞き取り等をもとに推計。</p>			令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	法人税	562	1,693	法人住民税	562	1,693	法人事業税	562	1,693			
	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)															
法人税	562	1,693															
法人住民税	562	1,693															
法人事業税	562	1,693															
③ 減収額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>21</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>12</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度及び令和5年度の減収額（見込）は、関連する事業者からの聞き取り等をもとに推計。 ※ 別添1を参照。</p>			令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	法人税	21	63	法人住民税	1	4	法人事業税	12	39	計	34	106
	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)															
法人税	21	63															
法人住民税	1	4															
法人事業税	12	39															
計	34	106															
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 近年、気候変動による農林水産物への影響、生物多様性の低下等、生産資本である自然環境の変化が顕著となっている中、将来にわたり食料の安定供給を図る上で農林漁業の持続性を高める重要性が増していることを踏まえ、環境と調和のとれた生産活動を促進することが必要となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置は、環境と調和した生産活動をした農業者等に対して、その課税負担を軽減するものであり、農業者等による有機農業等の環境と調和した生産活動の実施を促進する効果がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業の取組増加面積</td> <td>1.2千ha</td> <td>1.2千ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 別添1を参照。</p>			令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	有機農業の取組増加面積	1.2千ha	1.2千ha									
	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)															
有機農業の取組増加面積	1.2千ha	1.2千ha															

		<p>⑤ 税込減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税込減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>経済波及効果については、下表の投資額（＝適用額）を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="595 528 1386 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>34</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>562</td> <td>1,693</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>893</td> <td>2,575</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98部門）を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p>		令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	減収額	34	106	投資額	562	1,693	経済波及効果	893	2,575
	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)													
減収額	34	106													
投資額	562	1,693													
経済波及効果	893	2,575													
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本特例措置については、農業者が環境と調和した生産活動を実施するために必要な設備投資を促進するとともに、化学農薬・化学肥料に代替する資材を広域的に供給する事業者措置することとしている。</p> <p>農林漁業者による環境と調和した生産活動に必要な農林漁業設備に対する投資を幅広く促進するためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、必要な機械の導入を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者の計画を認定した上で、幅広く支援できる税制措置を講ずることが政策手段として妥当である。</p> <p>特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に応じて投資が行われることとなる。このため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>												
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>関連する予算措置として、「みどりの食料システム戦略推進総合対策」があるが、地域における計画策定やモデル的先進地区の創出等を目的としたものであることから、環境と調和した生産活動に必要な農林漁業機械に対する投資を幅広く促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記措置では不十分である。</p> <p>環境と調和した生産活動に必要な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果</p>												

			の拡大に繋がる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○減税見込み額積算資料

1. 減税見込額積算

※ 令和4年度及び令和5年度の適用件数、適用額及び減収額は、関連する事業者からの聞き取り等をもとに推計。

(令和4年度推計)

・法人税

(i) 適用件数:34件

(ii) 適用額:562百万円

(iii) 減収額:21百万円

a 環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

$75 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 15\% \text{ (中小企業法人税率)}$

$+ 3 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (大企業法人税率)} = 3.8 \text{ 百万円} \cdots A$

建物及びその附属設備並びに構築物

$42 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 15\% \text{ (中小企業法人税率)}$

$+ 30 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (大企業法人税率)} = 2.1 \text{ 百万円} \cdots B$

b 基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものを対象とした措置

機械装置及び器具備品

$110 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 15\% \text{ (中小企業法人税率)}$

$+ 32 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (大企業法人税率)} = 7.6 \text{ 百万円} \cdots C$

建物及びその附属設備並びに構築物

$190 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 15\% \text{ (中小企業法人税率)}$

$+ 80 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (大企業法人税率)} = 7.5 \text{ 百万円} \cdots D$

$A+B+C+D=21 \text{ 百万円}$

・法人住民税

(i) 適用件数:34件

(ii) 適用額:562百万円

(iii) 減収額:1百万円(法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%(都道府県1%、市町村6%)の税率を乗じて試算した。)

$21 \text{ 百万円} \times 7\% = 1 \text{ 百万円}$

・法人事業税

(i) 適用件数:34 件

(ii) 適用額:562 百万円

(iii) 減収額:12 百万円

a 環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税(地方税)

$78 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 1.8 \text{ 百万円} \cdots E$

特別法人事業税(国税)

$1.8 \text{ 百万円 (E)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 0.6 \text{ 百万円} \cdots F$

建物及びその附属設備並びに構築物

法人事業税(地方税)

$72 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 0.8 \text{ 百万円} \cdots G$

特別法人事業税(国税)

$0.8 \text{ 百万円 (G)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 0.3 \text{ 百万円} \cdots H$

b 基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものを対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税(地方税)

$142 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 3.2 \text{ 百万円} \cdots I$

特別法人事業税(国税)

$3.2 \text{ 百万円 (I)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 1.2 \text{ 百万円} \cdots J$

建物及びその附属設備並びに構築物

法人事業税(地方税)

$270 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 3.0 \text{ 百万円} \cdots K$

特別法人事業税(国税)

$3.0 \text{ 百万円 (K)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 1.1 \text{ 百万円} \cdots L$

$E+F+G+H+I+J+K+L=12 \text{ 百万円}$

(令和5年度推計)

・法人税

(i) 適用件数:149 件

(ii) 適用額:1,693 百万円

(iii) 減収額:63 百万円

a 環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

375 百万円(適用額)×32%(特別償却率)×15%(中小企業法人税率)

+3 百万円(適用額)×32%(特別償却率)×23.2%(大企業法人税率)=18.2 百万円…M

建物及びその附属設備並びに構築物

114 百万円(適用額)×16%(特別償却率)×15%(中小企業法人税率)

+12 百万円(適用額)×16%(特別償却率)×23.2%(大企業法人税率)=3.2 百万円…N

b 基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものを対象とした措置

機械装置及び器具備品

418 百万円(適用額)×32%(特別償却率)×15%(中小企業法人税率)

+41 百万円(適用額)×32%(特別償却率)×23.2%(大企業法人税率)=23.1 百万円…O

建物及びその附属設備並びに構築物

630 百万円(適用額)×16%(特別償却率)×15%(中小企業法人税率)

+100 百万円(適用額)×16%(特別償却率)×23.2%(大企業法人税率)=18.8 百万円…P

M+N+O+P=63 百万円

・法人住民税

(i) 適用件数:149 件

(ii) 適用額:1,693 百万円

(iii) 減収額:4 百万円(法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%(都道府県1%、市町村6%)の税率を乗じて試算した。)

63 百万円×7%=4 百万円

・法人事業税

(i) 適用件数:149 件

(ii) 適用額:1,693 百万円

(iii) 減収額:39 百万円

a 環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税(地方税)

378 百万円(適用額)×32%(特別償却率)×7%(法人事業税率)=8.5 百万円…Q

特別法人事業税(国税)

$$8.5 \text{ 百万円 (Q)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 3.1 \text{ 百万円} \cdots R$$

建物及びその附属設備並びに構築物

法人事業税(地方税)

$$126 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 1.4 \text{ 百万円} \cdots S$$

特別法人事業税(国税)

$$1.4 \text{ 百万円 (S)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 0.5 \text{ 百万円} \cdots T$$

b 基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものを対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税(地方税)

$$459 \text{ 百万円 (適用額)} \times 32\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 10.3 \text{ 百万円} \cdots U$$

特別法人事業税(国税)

$$10.3 \text{ 百万円 (U)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 3.8 \text{ 百万円} \cdots V$$

建物及びその附属設備並びに構築物

法人事業税(地方税)

$$730 \text{ 百万円 (適用額)} \times 16\% \text{ (特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = 8.2 \text{ 百万円} \cdots W$$

特別法人事業税(国税)

$$8.2 \text{ 百万円 (W)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = 3.0 \text{ 百万円} \cdots X$$

$$Q+R+S+T+U+V+W+X=39 \text{ 百万円}$$

2. 適用実績及び適用見込み

区分	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
適用件数(件)	34	149
減収見込額(百万円)	34	106

3. 効果

有機農業の取組増加面積

令和4年度 : $(33 \text{ 千 ha} - 31 \text{ 千 ha}) (\text{※1}) \times 0.6 (\text{※2}) = 1.2 \text{ 千 ha}$

令和5年度 : $(35 \text{ 千 ha} - 33 \text{ 千 ha}) (\text{※1}) \times 0.6 (\text{※2}) = 1.2 \text{ 千 ha}$

※1 政策目標の「有機農業の取組面積」において、令和3年度から令和4年度間、令和4年度から令和5年度間に増加すると見込まれる有機農業面積。

※2 寄与度については、中小企業庁が行った委託事業（※：平成30年度 中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書）によって税制措置による設備投資の押上げ（下支え）効果としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も6割の押上げに寄与（寄与率6割）していると仮定して効果を算出した。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和4年度	農業用機械 (105)	その他の機械 (115)	建築・建設補修 (342)
令和5年度	農業用機械 (423)	その他の機械 (414)	建築・建設補修 (856)